

中国における学校給食関連法令の諸特徴

— 1990年代以降の関連法令の分析を中心に —

張 磊
(2015年10月5日受理)

Characteristics of School Lunch Laws and Ordinances in China
— With main analysis of laws and ordinances after the 1990s —

Zhang Lei

Abstract: It has been 30 years since China began developing a school lunch system in the 1980s. The work went through 3 main development stages: 1. Conducting public information campaigns and opinion surveys in various regions in the 1980s. 2. in the 1990s, government-led, comprehensive demonstration activities. 3. From 2000 till now, the school lunch system has been set up. In 2001, China issued a city-centered guidance document on the promotion of the school lunch system. In 2011, China issued a village-centered opinions document on the improvement of nutrition programs for rural compulsory education students, which formally marked the establishment of the school lunch system in China. Under these policies of the government, the school lunch system was clearly acknowledged as a project for school education and was then managed by the cooperation of several governmental organizations. This paper discusses the development of the school lunch system in China, with a particular focus on the series of in-depth final policies drawn up by the central government after 1990, summarizing and analyzing the characteristics of the Chinese school lunch system, and the acts and ordinances providing the legal basis of the relevant policies.

Key words: school lunch, China, ordinances, characteristics

キーワード：学校給食，中国，法令，特徴

1. 研究の目的

本稿は、中国における学校給食¹⁾制度の具体的な形成過程を解明する研究の一環として、学校給食制度の基盤形成に重要な役割を担った各種関連法令さらにはその後には発行された学校給食法令の規定内容を整理・検討し、当該関連諸法令の全体的な特徴を析出することを目的としている。

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：古賀一博（主任指導教員）、河野和清、
深澤広明、小川佳万

中国の学校給食制度の萌芽は1980年代後半からみられ、その展開状況は、1980年代における世論形成の提唱と地方段階のモデル事業の展開、1990年代における政府主導とモデル事業の推進拡大、2000年代以降の学校給食制度の成立、というおおよそ3つの段階を経て発展してきたといえる。しかしながら、その制度の実施状況についてみてみると、2003年政府統計の時点で、全国都市部の学校給食の実施校は小・中学校の6%²⁾、農村地区においては2014年調査時点で当該地区内の3220万人の児童生徒に学校給食が提供されるまでに拡大してきてはいるものの、未だ全国農村部の三分の一の県³⁾でしか学校給食は実施されておらず、多くの児童生徒が学校給食の恩恵に浴していない。

こうした中国の学校給食は、1990年代から発出された「児童生徒保護プログラム（**护苗系统工程**）」、「九十年代中国食物構造改革と発展綱要（九十年代中国食物**结构改革与发展纲要**）」、「国家大豆行動計画（大豆**行动计划**）」、「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐**卫生监督办法**）」、「中国栄養改善行動計画（中国**营养改善行动计划**）」、「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生**营养餐生产企业卫生规范**）」等の政府機関法令により暫時進展してきたものである。初期の段階では児童生徒の食事を改善し、次第に栄養バランスを整える観点から主に進められてきた。そして、2001年に都市部を中心とする「学校給食の推進に関する指導意見（**关于推广学生营养餐的指导意见**）」が、2011年には農村部を中心とする「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画（**关于实施农村义务教育学生营养改善计划的意见**）」といった学校給食法令が発令され、ようやくその制度成立をみたところである。

ところで、中国における学校給食法制に関する先行研究としては、**杨春明**「学生**营养餐**—**一项伟大的事业**」『中国食物与**营养**』（2000年）、**胡承康**・**于若木**「做好大**引领**国人素质的**事业**—我国学生**营养餐**20年**历程回顾**」（2005年）、**菊地弘美**・**坂西裕介**「中国における学校給食の現状」『畜産の**情報**』（2005年）などがある。しかし、これらの先行研究は、中国の学校給食法制化の一側面を把握する上では一定程度有意義であるものの、一定期間内の法制に触れている程度であり、全体的かつ具体的内容にまで踏み込んで検討はされていない。加えて、本研究が意図しているような中国学校給食が法制化されるまでの法令を整理した上で、教育的な観点からその特徴を論究しようとする研究視点は有していない。

2. 学校給食関連法令の制定をめぐる国内背景

周知のように、中国は1978年に改革開放経済政策を導入した。この経済政策により、中国の経済は急速に発展し、様々な領域に大きな変化が生じた。都市部を中心に富裕層が多く出現するようになった一方で、都市部と農村部における経済発展の格差は拡大した。この経済発展の格差は、国民、特に小・中学生の栄養と健康の状態にも色濃く影響を与えている。都市部においては、偏った栄養摂取等児童生徒の食生活の乱れや肥満傾向等が年々増加している。一方、農村部においては、特に貧困地区の子供たちが一日三食を取ることができず、十分な栄養を摂取できないという問題が広い範囲にわたって存在しており、地域経済、ひいては

社会発展に大きな制約を与える要因ともなっている。

また、1982年の中国の新しい憲法は、中国の現代化と言う社会全体の目標を打ち出した。その実現には、健康的な人材の確保が必要とされた。そこで、憲法第21条「医療・衛生・体育事業」においては、「国は医療衛生事業を発展」させ、「国民の健康を保護する」ことが定められた。さらに、「国は青年・少年・児童⁴⁾の徳・智・体質等の諸側面を全面的に発展」させるということが明記された。つまり、国の現代化という目標達成には、国民とりわけ子供の栄養・健康確保が不可欠であるという認識が存在していたものと思われる。しかしながら、取り組みの実態は、極めて不十分であった。

こうした状況の中、当時の有名な栄養学者である**于若木**は、このような栄養・健康状況は、発達段階における子供に身体的な悪影響を与えることだけにとどまらず、国の経済的発展を良くない方向に向かわせると指摘した。国が、国民、特に子供の栄養状況の改善を喫緊の課題とするべきであると。子供の深刻な栄養状況を政府に気づかせるため、**于若木**は、当時の中国の栄養学専門家と共に、中国政府の衛生・教育等の関係部門に児童生徒の栄養改善に関する宣伝・活動を呼びかけた。その結果、1989年1月15日に、衛生部と教育部の協力のもと、民政部⁵⁾・衛生部第59号令に基づき、子供らの心身の健康と成長を保護するための中国学生栄養促進会⁶⁾が成立した。さらに、WHOの「**アルマ・アタ宣言**」（1978年）⁷⁾における「2000年までにすべての人に健康を」という到達目標を踏まえ、「我が国の児童生徒の栄養状況と『2000年までにすべての人に健康を』の目標」に基づき、「児童生徒の健康成長を促進し、民族の素質を向上すること」を目的⁸⁾とした、1991-2000年における「児童生徒保護プログラム（**护苗系统工程**）」（1990年）を作成した。その主な項目としては、以下の5つの施策を実施することが計画されていた。

- ① 毎年5月20日を中国児童生徒栄養日と設定し、児童生徒の栄養と衛生に関する知識を普及すること。
- ② 児童生徒の栄養状況を調査・管理し、栄養不良の原因を解明すること、都市部と農村部の児童生徒の食習慣・衛生習慣を調査・分析し、児童生徒の栄養状況に関する年度報告書を作成すること。
- ③ 地域の特徴に応じた学校給食を開発すること。
- ④ 主として少数民族地区において、腸内寄生虫の検査を実施し、栄養不良を予防すること。
- ⑤ 学校に飲用水・生活水を提供する衛生施設を改善

すること、農村部の衛生環境状況を改善すること。

この「児童生徒保護プログラム」は中国で初めて明確に「学校給食を開発」することを提唱し、国内の注目を集めた。さらに、1991年にWHO加盟国となった中国は「アルマ・アタ宣言」の目標を実現するため、「児童生徒保護プログラム」を組み込むかたちで「2000年予防保健戦略目標」を国内のアクションプランとして制定した。これによって、政府は児童生徒の栄養状況に対して、明確な関与を示すこととなった。

その後、中国政府は児童生徒の健康状態を一層重視するようになり、90年代から国务院（内閣）「九十年代中国食物構造改革と発展綱要（九十年代中国食物结构改革与发展纲要）」（1993年）、農業部・衛生部・国家教育委員会⁹⁾・中国轻工總會¹⁰⁾「国家大豆行動計画（国家大豆行动计划）」（1996年）及び「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐卫生监督办法）」（1996年）、国务院「中国栄養改善行動計画（中国营养改善行动计划）」（1997年）、「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生营养餐生产企业卫生规范）」（1999年）などの関連法令を矢継ぎ早に発布して、児童生徒の栄養状況の改善や学校給食の導入を本格的に視野に入れた姿勢を鮮明に打ち出してきたのである。そこで、次にそれらの関連法令の内容を整理することとする。

3. 学校給食法令制定前における各種関連法令の状況

(1) 1993年の「九十年代中国食物構造改革と発展綱要（九十年代中国食物结构改革与发展纲要）」と児童生徒の栄養改善の提唱

前述のように、中国は、改革開放経済政策の影響の下、80年代からの社会経済発展と国民の生活水準の向上に伴い、社会全体の食物状況に大きな変化が生じた。こうした状況に対して、1993年2月9日の国务院第220回総理事務会議で、「我が国の食品の構造の調整を正しく導き、食品の生産と消費を協調的に促進・発展させ、持続的に国民経済を保障して、絶えず国民の栄養水準と全体の素質を高める」ため、「九十年代中国食物構造改革と発展綱要（九十年代中国食物结构改革与发展纲要）」（以下、「発展綱要」という）が公示された。この「発展綱要」は3章23条から構成されている。すなわち、

一 我が国の食物の発展と現状（1-4条）。

二 九十年代の食物を発展する指導思想と基本目標（5-8条）。

三 食物と栄養発展の目標を実現するための諸政策

と措置（9-23条）。

その第三章の15条では、食物発展目標を実現する諸政策と措置の内容の一つとして「食物の消費を誘引し、科学的・合理的な食習慣と栄養バランスを整え、我が国民の食物の消費を正しく導く」ことが掲げられている。具体的な方法として「食に関する栄養知識の提唱と宣伝及び科学的に普及することを強化する」ことが規定される。さらに、「今後小・中学校段階から食品と栄養に関する知識の教育を増加」させることの必要性を明示している。このように、「国民の栄養水準と全体の素質」の向上のため、児童生徒の栄養状況の改善が重視され、小・中学校で栄養に関する知識の教育を増加することを提唱した。すなわち、中国政府は、ここで初めて児童生徒の栄養状況を改善することを法令上に明確に定め、具体的な手段・方法として学校教育がその役割を果たすことに期待していると考えられる。

(2) 1996年の「国家大豆行動計画（国家大豆行动计划）」と農村部児童生徒の栄養改善

上述の「発展綱要」を受けて、全国的に児童生徒の栄養状況が重視され、特に、都市部の小・中学校において「栄養に関する知識の教育を増加」することによって、児童生徒の偏った栄養状況は一定程度改善したと見られる。

しかし、その一方で、経済発展の遅れた農村部地区の児童生徒にとっては、食物が豊かでないため栄養に関する知識の教育を受けても、実際的には栄養の改善ができない状況であった。その証拠に、政府の第三回全国栄養調査によると、「農村の住民は特に児童生徒の栄養改善が遅れたため、6歳と15歳の児童生徒の平均身長が都市部よりそれぞれ3.3cmと6cm低い」とされる。こうした状況に対して、農村部の児童生徒の実質的な栄養状況の改善のために1996年3月4日に、農業部・衛生部・国家教育委員会・中国轻工總會は「国家大豆行動計画（国家大豆行动计划）」を制定した。児童生徒の栄養については、農村部の実情に適った方法として、「農村の小・中学生の豆類製品の消費を強化することで、小・中学生の栄養状況を改善し、農業の現代化を実現するため、徳・智・体全面的に成長する質の高い労働者・人材を育てる」とした。そして、この「国家大豆行動計画（国家大豆行动计划）」は、農産物の大豆産業の発展にも寄与するものであると捉えられていた。ところで、前述の児童生徒の栄養を改善するための中国学生栄養促進会と「発展綱要」は、中国政府の行政部門である民政部・衛生部と国务院が担っていた。すなわち、両者とも児童生徒の栄養改善を教育と関連付けた内容を規定していたものの、教育

部はそれらの策定へは参画していなかったのである。それに対して、今回の「国家大豆行動計画（国家大豆行动计划）」は、農業部・衛生部・中国轻工総会と国家教育委員会が協力して発布されたものである。このことは、児童生徒の栄養改善への取り組みがこれまで以上に教育活動の中で積極的に位置づけられ得る可能性とともに、その達成に向けた教育行政機関の直接的な責務追求をも意味するものであり、大いに注目される。

(3) 1996年の「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐卫生监督办法）」と学校給食の概念の確立

中国では、親の仕事の都合等で家に帰れない場合、子供の昼食を一部の学校の食堂で提供するところもあった。こうした学校の食堂を管理・監督するため、1996年8月27日に衛生部によって「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐卫生监督办法）」が制定された。この規則は13条から構成され、その目的は「児童生徒の飲食衛生を保証し、児童生徒の栄養状況を改善するとともに、児童生徒の健康的な成長を保証する」とことと規定されている（第1条）。その第2条で、学校において児童生徒へ提供する食事については、「児童生徒のための普通の食事、学校給食、授業間の補助食」の3つが明示された。「児童生徒の需要量に応じて、食品の衛生要求を満たす」のみの「学校で提供していた普通の食事」と異なり、学校給食の定義は「児童生徒の心身の発達と健康を保障するため、栄養の要求量に基づき作られた食事である」とことが明記された。つまり、学校給食について、それまで学校の食堂で提供された食事との違いを国内で初めて明文化し、正式的に学校給食の概念が法令上に提示されたのである。このことはその後の学校給食制度の展開に大きな役割を果たしたと考えられる。ただ、この段階においては、学校給食を児童生徒の栄養改善に有益なものとしてしか捉えておらず、学校給食の教育的な側面はまだ十分認識されていないのである。

(4) 1997年の「中国栄養改善行動計画（中国营养改善行动计划）」と学校給食の導入

國務院は国辦発¹¹⁾第45号令によって、1997年12月15日に「中国栄養改善行動計画（中国营养改善行动计划）」を公布した。制定された行動計画は前文と四章31条から構成されている。前文では、「食物と栄養は人類の生存ために基本的な条件であり、国家の経済水準と国民の生活の質の基準にも影響を与えるものである」とことを前提として、「経済発展の不均衡及び栄養に関する知識の不足」のため、「我が国の国民に無視してはならない栄養不良問題が依然存在している」とことを示した。そして、この状況に対して、達成目標と

して「食物の消費の誘引を通して、食習慣を推進し、健康的な生活方式を促進し、全面的に国民の栄養状況を改善」することが求められた。具体的な方針及び政策としては、「小・中学校への学校給食の導入を計画的に進める」ことが明確に指示されている。さらに、「栄養に関する知識を小・中学生への教育内容に取り入れる」とし、「栄養に関する知識を習得するための一定の授業時間を確保する教育課程を編成し、児童生徒の食事の栄養バランスを整え、良好な食習慣を身につけて、自己の健康に関する能力を高める」ことを明記している。つまり、学校給食の役割は栄養の改善だけでなく、「児童生徒の栄養バランスを整える」ことを通じて、「良好な食習慣」を身につけて、さらに「自己の健康に関する能力を高める」ことが期待されており、学校給食の教育的な意義が明瞭に示されているといえよう。

(5) 1999年の「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生营养餐生产企业卫生规范）」と学校給食制度の策定

上記のような各種関連法律・法令の制定を受け、1999年、衛生部は学校給食の実施に向けて、「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生营养餐生产企业卫生规范）」を発令した。同法は、第1章 総則、第2章 実施規則、第3章 目的（1-2条）、第4章 学校給食加工施設・設備と衛生規則（3-6条）、第5章 食材の仕入れ、運送、保存（7-9条）、第6章 食材の加工（10-14条）、第7章 調理方法と規則（15-22条）、第8章 学校給食の管理・配送（23-30条）、第9章 加工施設の衛生管理（31-37条）、第10章 加工業者の健康・衛生管理（38-39条）、全10章39条で構成されている。その第3章の第1条で、「児童生徒の心身の発達と健康を保障すること」を目的とした「小・中学生の学校給食制度を設ける」ことが明記された。この規定は、学校給食を児童生徒の心身の発達と健康の保障を図るためのものとし、学校教育の一環に位置づけられるという趣旨が明確にされたものでであると指摘できる。

4. 学校給食実施法令の制定とその内容

上述したように学校給食制度の創設についてはすでに法令上に規定されはした。しかしながら、学校給食実施のために不可欠な国家レベルの具体的な基準や方針等は示されておらず、学校給食の実施と普及は事実上困難な状況にあった。こうした状況に対して、学校給食を提唱した于若木は、学校給食の先行実施地区に対する聞き取り調査を行い、学校給食を実施すること

の困難さについて江沢民総書記（当時）に報告した。これを受けて、江沢民は、1999年の北京視察の際、「現在の世界各国間の競争は、実際には総合的な国力の競争である。そのため、幼い頃から国民の素質が高められなければならないが、とりわけ小・中学生の身体の問題は非常に重要であることから、小・中学生に対する学校給食の推進が必要との見解を明らかにした。その上で、「北京が率先してこの事業を行うことにより、全国規模での普及・宣伝に寄与し、強力で推進していく」ことを強く求めた。その結果、学校給食の推進が政府の議事日程に盛り込まれ、学校給食実施に関する法令の制定も加速することになったのである。

(1) 2001年の「学校給食の推進に関する指導意見（关于推广学生营养餐的指导意见）」の制定とその内容

その結果、2001年に国家経貿委、教育部及び衛生部によって、「学校給食の推進に関する指導意見（关于推广学生营养餐的指导意见）」が制定された。この「指導意見」は、学校給食が、都市部の児童生徒の栄養状況や健康状況の改善といった側面からだけでなく、教育的な側面から明確に位置づけられている点が特に注目される。その制定目的は、「国民の素質を高め、身体の問題を中心に児童生徒の素質を向上させる」ことであり、かつ、教育に関する方針を順調に貫徹するものである。そこには、学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に直接に役に立つのみならず、国民の健康を改善するという当時の喫緊の課題を解決することにも寄与するところが極めて大きいと捉えられている。主な内容として、次の5点を挙げることができる。

- ① 学校給食の推進を政府の計画に盛り込み、国による教育事業の一部として位置付ける。
- ② それぞれの地域の事情に応じた学校給食の発展アプローチとその実施方法を探索する。
- ③ 品質を最優先とする原則に基づき、加工業者の認定と管理を行う。
- ④ 衛生管理を厳格にし、食品の安全を保障する。
- ⑤ 「科教興国」（科学技術と教育による国家振興）方針を貫徹するため、経営管理、人材の育成、組織の研究、情報サービスなどの役割を専門家に委ねる。

この「指導意見」は、学校給食を、児童生徒の栄養状況や健康状況の改善といった側面からだけでなく、「国家による教育事業」として明確に位置づけた点で大いに注目され、都市部を中心としてではあるが、本法令によりようやく学校給食の本格的実施が始まることとなったのである。

(2) 2011年の「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画（关于实施农村义务教育学生营养改善计划的意见）」の制定とその内容

一方、農村地区については、前述のように、中国政府は児童生徒の健康を保障するため、都市部の学校給食を実施させた後、都市部と農村部の子供の栄養状況の不均衡を改善し、教育の格差を是正する観点から、1990年代から経済発展の遅れた中国内陸部の貧困地区へ、さらに2003年からは農村へ様々な支援政策を始めた。この支援策においては、教育費の支給だけではなく、貧困地区農村における義務教育段階の子供の栄養状態を改善することも教育改革の一環として位置づけた。そして、2011年、国務院はようやく、「農村部における児童生徒の栄養状況の改善、児童生徒の健康水準の向上、農村部における教育発展の推進、教育機会の平等の促進」を目的とする「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画（关于实施农村义务教育学生营养改善计划的意见）」（以下、「栄養計画」という）を制定したのである。同「栄養計画」の内容は、おおよそ以下の通りである。

- ① 国家試行区の設定。2012年秋学期から、国の集中特殊困難地区に指定されている農村において、義務教育児童生徒の栄養改善計画を実施する。国は試行区内の農村部の児童生徒に対し、毎日1人につき3元（児童生徒の一年間の在校日数が200日間を計算して、年間一人あたり600元となる。）を支給する。
- ② 地方試行区設定の支援。国は国家試行地域以外の各地貧困地区、少数民族居住区、辺境地区、革命旧解放区などを対象に地方試行を展開する。中央政府は地方試行区で順調に展開しているところ、又は一定効果を得る地方政府には奨励補助金を支給する。（例えば、中央財政部は、各地方政府の財政投入状況と効果に応じ、中央5：地方5の割合で奨励補助金を支給する方針。）
- ③ 食事環境の改善。農村地域の義務教育段階の学校改修計画の中に、食堂建設のための資金を含んだ、学校給食提供のための施設・設備を整える。また、中西部地区農村の学校、特に国家試行区の義務教育段階の学校に優先的に食事環境に対する補助する。
- ④ 社会団体の協力の要請。共青团（中国共産主義青年団、略称：共青团）と婦連（中華婦女連合会、略称：婦女連または婦連）等の人民団体、都市の住民委員会、農村の村民委員会等の基層団体、及び企業、慈善団体が地方政府の統一の計画の下に、

積極的に農村義務教育学生栄養改善プログラムに参加することを奨励して、食事環境の改善、運営方式の創新、社会の監督等の方面で積極的な機能を発揮することを求める。

- ⑤ 経済的状況が困難な寄宿児童生徒に対する生活補助金の改善。2011年9月から家庭の経済的状況が困難な寄宿児童生徒に対する生活補助金を1日1元(約15円)上乘せし、小学生に1日4元(年間1000元)を、中学生に1日5元(年間1250元)を支給する。中央政府はそのうち50%の資金を負担する。

この「栄養計画」は、都市部と農村部の間にみられる児童生徒の栄養状況の格差を是正し、義務教育の均衡的な発展を推進するという観点から実施されている点が注目される。また、都市部から10年遅れではあるものの、農村地区においてもようやく学校給食の実施に向けた本格的な取り組みが始まったという点で大いに意義深いものであった。

5. 中国学校給食関連法令の諸特徴

以上、1990年代以降の学校給食に関連する各種法令の成立背景や規定内容を検討してきたが、その結果、それら関連法令の特徴として、次の四点を指摘することができる。

まず、第一点目は、これら関連規定のねらいが、それまでの「学校における児童生徒の保護や栄養状況の改善」といった一義的な目的にとどまらず、一歩進んで栄養教育の展開実施といった直接的教育活動を通して児童生徒の知的側面の開発により彼らの健康を確保しようとする教育的意図が強く意識されるようになってきている点である。例えば、1993年の「九十年代中国食物構造改革と発展綱要(九十年代中国食物结构改革与发展纲要)」にみられる「小・中学校段階から食品と栄養に関する知識の教育の増加」や1997年の「中国栄養改善行動計画(中国营养改善行动计划)」に示された「栄養に関する知識習得のための授業時間確保」などの規定内容はまさに好個の事例である。

第二に、これら関連法令は、確かに児童生徒の栄養状況を改善し、一人一人の健康確保を大きな目的の一つとしていることは事実である。しかしながら、1999年の江沢民発言にもみられるように、単に個人の健康追求といったレベルに止まらず、中国国家全体の強化・振興、すなわち国益増強とも言うべき究極的な目標達成を目標とする政府の思惑が明確に存在している点も重要な特徴点であるといえよう。

第三に、これら関連法令の制定状況を分析してみると、学校教育を担う関係部門の直接参画が必ずしもなされておらず、様々な政府関連部門が個別にあるいは協同して対応している点も特徴的である。もちろん、近年の規定内容の変化傾向、すなわち学校における栄養改善や学校給食の教育的機能や役割の重視傾向は、必然的に教育行政関連部門の関与と職責の追求を拡大させることは間違いなく、その意味では今後の教育行政関連部門の果たすべき役割は大きくなるであろう。

最後に、これら関連法令の意図する目標は、究極的には全国遍く平等な条件が確保され、全ての児童生徒に十分な学校給食が提供されることであろうが、現実には、前述したとおり、国内における地域格差は著しく、その達成状況を含めて二元体制の構えで法令が用意されている点も特徴的である。しかも、冒頭で示したように、農村地区はいうまでもなく、都市部においてすら学校給食の実施が100%達成されておらず、法令上で求められている内容が必ずしも十分に実施されていないのが現状である。今後の実施状況の展開とさらなる関連法令の整備状況を注視していきたい。

【注】

- 1) 中国では、学校給食を「学生栄養餐」と言う。用語を分かりやすく表現するため、本文は「学生栄養餐」を「学校給食」と表記する。また、中国では都市部と農村部における経済格差の状況に対応するために、学校給食の実施が都市部と農村部に分けて行われている。
- 2) 中国政府は、都市部に対して学校給食を独自に実施させる施策を実施している。経済水準の向上に伴い、都市部の学校給食の実施校は年々増加しているが、2003年に行われた国家統計(調査)以降、国による都市部の実施状況等に関する調査・報告はされていない。
- 3) 中国の県とは、全国各地の省や自治区、直轄市などの下に置かれた行政区画の単位。農村地域に多い。
- 4) 中国での「青年・少年・児童」については、青年は法令によって規定が異なっている。本文の場合は大学卒業までと考えられる。また、中学生と高校生を少年、小学生までを児童とする。
- 5) 民政部は、中国国务院(内閣)に属する行政部門。日本の旧厚生省(現厚生労働省)に相当する。
- 6) この促進会は学生時期栄養の重要性を宣伝し、栄養に関する知識の普及を推進するための組織。
- 7) 「アルマ・アタ宣言」とは、WHOとユニセフの主催で開催された第一回プライマリ・ヘルス・ケ

- アに関する国際会議で採択された宣言文。「アルマ・アタ宣言」以降、健康をすべての人に認められる基本的人権の一つと捉えられ、「2000年までにすべての人に健康を (Health For All by the Year 2000 and beyond)」という到達目標が、中国を含む WHO 加盟国に受け入れられた。
- 8) 中国学生栄養促進会「中国児童生徒保護プログラム (护苗系统工程)」, 1991年。
- 9) 国家教育委員会とは、現在の教育部の前身であり、教育、言語、文字事業を管轄する行政部門である。1998年3月10日に第九回全国人民代表大会で国务院機構改革方案が可決され、国家教育委員会は中華人民共和国教育部に設置された。日本の旧文部省 (現文部科学省) に相当する。
- 10) 中国軽工総会は国务院直属の国家組織であり、全国の軽工業を管理・監督する。
- 11) 国辦発とは、国务院辦公庁 (事務局) から出された法令である。

【主要な参考文献】

- 张勤「中国2000年预防保健战略目标制定」『医学研究通讯』, 1990年8月, 1-4頁。
- 「九十年代中国食物構造改革と發展綱要 (九十年代中国食物結構改革与发展綱要)」国务院, 1993年2月9日。
- 刘力成「对学生营养餐的展望」『庆祝北京食品学会成立十五周年论文集』, 1994年7月19日, 167-170頁。
- 「国家大豆行動計画 (国家大豆行動計劃)」農薬部・衛生部・国家教委・中国軽工総会, 1996年3月4日。
- 「学校食堂の衛生監督規則 (学生集体用餐卫生监督办法)」国务院, 1996年8月27日。
- 「中国栄養改善行動計画 (中国营养改善行動計劃)」国务院, 1997年12月15日。
- 于若木「营养—关心人民体质的大事」『中国学校卫生』第20卷第1期, 1999年2月, 1-3頁。
- 「学校給食加工業者の衛生規則と標準 (学生营养餐生产企业卫生规范)」衛生部, 1999年。
- 杨春明「学生营养餐—一项伟大的事业」『中国食物与营养』第6期, 2000年, 36-37頁。
- 「学校給食の推進に関する指導意見 (关于推广学生营养餐的指导意見)」国家經濟貿易委員会・教育部・衛生部, 2001年2月12日。
- 杨铭铎・华庆「中国学生营养餐现状分析及对未来发展思考」『食品与发酵工业』第5期, 2004年, 106-110頁。
- 蒋建平「学生营养餐 强国之路 (下篇) — 国外学生营养餐现状与经验」『中国教育报』, 2004年6月29日。
- 胡永康・于若木「做好做大引领国人素质的事业—我国学生营养餐20年历程回顾」『中国教育报』第004版, 2005年7月10日。
- 付俊杰「学生营养餐现状与发展趋势」『国外医学 (卫生分册)』第32卷第2期, 2005年, 91-95頁。
- 菊地 弘美・坂西 裕介「中国における学校給食の現状」『畜産の情報 (海外編)』第192号, 2005年10月, 86-87頁。
- 候若虹「『学生栄養食』が育てる健康な子ども」『人民中国』特集, 2006年2月, 27-31頁。
- 蒋建平「国内外学生营养餐推广的回顾与展望」『中国营养产业发展报告 (2006)』, 2006年8月28日, 336-344頁。
- 上海学生营养工作立法前期准备课题组「国内外学生营养工作立法情况综述」『教育发展研究』, 2007年, 49-55頁。
- 「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画 (关于实施农村义务教育学生营养改善计划的意見)」国务院, 2011年11月23日。
- 文部省『諸外国の教育改革の動向』, 2011年, 172-214頁。